

## 心配ごと相談所の開設

町社会福祉協議会では、以下のとおり心配ごと相談を実施します。お気軽にご利用ください。

開催日	場所	相談内容
4月2日(月)	地域福祉センター	一般相談・行政相談 障害者相談
4月23日(月)	地域福祉センター	一般相談・人権相談

※相談時間は9:00～12:00

【問い合わせ】町社会福祉協議会 TEL68-6725

## 春の交通安全運動

新生活が始まる時期は、交通事故が発生しやすい時期でもあります。一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナーの実践により、交通安全に努めましょう。

【期間】4月6日(金)～15日(日)

※期間中の10日(火)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

【スローガン】いそいそでも かならずかくにん みぎひだり

【問い合わせ】総務課 消防防災班 TEL68-2511

## 移動暴力相談所の開設

公益財団法人 千葉県暴力団追放県民会議では、移動暴力相談所を以下とおり開設します。

【日時】4月25日(水) 10:00～16:00

【会場】夷隅地域振興事務所 (夷隅郡大多喜町猿稻14)

【問い合わせ】公益財団法人 千葉県暴力団追放県民会議

フリーダイヤル 0120-08935

TEL043-254-8930

## 御宿町公式ツイッター運用開始

町では町の情報等をお伝えするため、4月からデジタル広報の一環として、さらには御宿町を多くの人に知ってもらうため、ツイッターの運用を開始します。

町のお知らせやイベント情報などをお知らせします。

アカウント名は「KohoOnjuku」です。多くの方の登録(フォロー)をお待ちしています。

【問い合わせ】企画財政課 TEL68-2512

## 平成24年度前期技能検定

千葉県職業能力開発協会では以下のとおり技能検定を実施します。

【等級】1級、2級、3級(一部職種)及び単一等級

【職種】50職種83作業

園芸装飾、造園、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、畳製作、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造、とび、印刷、左官、築炉、プラスチック成型、ブロック建築、タイル張り、防水施工、フラワー装飾、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、化学分析、表装、塗装、サッシ施工、広告美術仕上げ、産業洗浄、路面表示施工、3級機器保全

【受験資格】原則として各職種とも所定の実務経験が必要

【受験費用】実技16,500円

学科3,100円

【受付期間】4月9日(月)～18(水)

【試験日程】6月4日(月)～9月9日(日)の間の指定する日

【合格発表】3級職種(金属熱処理を除く)8月24日(金)

1級・2級・単一等級・3級(金属熱処理)9月28日(金)

【申込・問い合わせ】〒261-0026

千葉県千葉市美浜区幕張西4-1-10

千葉県職業能力開発協会 技能検定課

TEL043-296-1150

URL <http://www.chivada.or.jp>

※詳しくはお問い合わせください。

## 危険物取扱者試験の実施

【試験の種類】甲種、乙種全類(第1類から第6類)、丙種

【日時】6月10日(日)

【会場】国際武道大学 (勝浦市)

【受付期間】

○書面申請

4月2日(月)から4月10日(火)まで 9:30～16:30

(土、日、祝日を除く)

○インターネット申請

3月30日(金)から4月7日(土)まで(24時間対応)

※消防試験研究センターホームページから申請できます。

URL <http://www.shoubo-shiken.or.jp/>

※受験に必要な書類は消防本部、勝浦消防署、大原消防署及び御宿分署に用意してあります。

【受付場所】千葉市中央区末広2-14-1

消防試験研究センター千葉支部

【問い合わせ】夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部

予防課・予防係 TEL80-0132

## 平成25年歌会始の

## お題及び詠進要領について

【お題】「立」と定められました。

【詠進歌の詠進要領】

①詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で1人1首とし、未発表のものに限ります。

②書式は、半紙(習字用の半紙)を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日及び職業(なるべく具体的に)を縦書きで書いてください。

③用紙は、半紙とし、毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意とし(但しサイズは半紙サイズ)、毛筆でなくても差し支えありません。

④病気または身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は以下によることができます。

ア 代筆(墨書)による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

イ 本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

ウ 視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

※詳しくは宮内庁ホームページを参照ください。

URL <http://www.kunaicho.go.jp/>

【注意事項】以下の場合には、詠進歌は失格となります。

①お題を詠み込んでいない場合、短歌の定型でないもの  
又用紙が縦長の場合

②1人で2首以上詠進した場合や毛筆でない場合

③詠進歌が既に発表された短歌と同一または著しく類似した短歌である場合

④詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合

⑤代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌

⑥住所、氏名、生年月日、職業を書いてないもの、その他詠進要領によらない場合

【詠進の期間】9月30日(日)まで

※郵送可(9月30日消印有効)

【郵便のあて先】〒100-8111 宮内庁

※封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。

【問い合わせ】宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、切手をはった返信用封筒を添えて、書面により9月20日(木)までに問い合わせください。